

錦町舗装調査及び舗装維持管理計画改定業務

公募型プロポーザル実施要領

錦町 地域整備課

1. 趣旨・目的

錦町舗装調査及び舗装維持管理計画改定業務公募型プロポーザル実施要領（以下「本要領」という。）は、「錦町舗装調査及び舗装維持管理計画改定業務（以下「本業務」という。）について、参加事業者の提案を募り、最も本町に適した受託者を選定するための公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 業務件名

錦町舗装調査及び舗装維持管理計画改定業務

(2) 業務内容

別紙「錦町舗装調査及び舗装維持管理計画改定業務 特記仕様書」のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※システム運用期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までを想定している。

(4) 提案上限額

¥17,800,000.-（税抜）

※提案上限額は、令和 8 年度分の支払い上限額であり、令和 9 年度以降のシステム運用費用は別途予算にて契約を締結する予定。

(5) 支払方法

本業務完了時、令和 9 年度以降は年度毎に支払いを想定している。

3. 参加資格

プロポーザルに参加を希望する事業者は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。なお、参加形態は事業者単体とする。また、主たる業務の下請けは認めない。

(1) 熊本県内に本店、支店又は営業所を有していること。

(2) 過去 10 年（平成 28 年 4 月から令和 8 年 3 月まで）に熊本県内の市町村において、舗装調査業務を元請けとして履行した実績を有していること。

(3) 過去 10 年（平成 28 年 4 月から令和 8 年 3 月まで）に熊本県内の市町村において、舗装維持管理計画策定業務を元請けとして履行した実績を有していること。

(4) 過去 10 年（平成 28 年 4 月から令和 8 年 3 月まで）に熊本県内の市町村において、道路管理情報システムの構築・更新業務を元請けとして履行した実績を有していること。

(5) 告示日において、以下の認証を取得していること。

・ JISQ27001（ISO/IEC27001）（情報セキュリティマネジメントシステム）

・ JISQ15001（ISO15001）（個人情報保護マネジメントシステム）（プライバシーマーク）

・ JISQ55001（ISO55001）（アセットマネジメントシステム）

(6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づき錦町の入札参加の制限を受けていない者であること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

(8) 公告の日の 6 月前の日以降に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。

(9) 公告の日の 2 年前の日以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。

(10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

4. スケジュール

本プロポーザルの全体スケジュールは、下表のとおりとする。

手続き等	期 限
質問書の受付期限	令和 8 年 7 月 30 日（木）17 時 15 分
質問の回答（HP 公開）	令和 8 年 8 月 5 日（水）予定

参加表明書提出期限	令和 8 年 8 月 7 日（金）17 時 15 分
企画提案書類提出期限	令和 8 年 8 月 19 日（水）17 時 15 分
資格審査結果通知及び プレゼンテーション通知	令和 8 年 8 月 13 日（木）予定
プレゼンテーションの実施	令和 8 年 8 月 27 日（木）予定
審査結果通知	令和 8 年 9 月 1 日（火）予定
契約締結	令和 8 年 9 月上旬

5. 参加手続き等

本業務への応募にあたり、以下の書類を提出すること。

参加表明書類 ①～④の順にホチキス止めし、提出すること。

項 目		様式番号	提出部数
①	参加表明書	第 1 号様式	正 1 部、副 1 部
②	会社概要	第 2 号様式	正 1 部、副 1 部
③	業務実績調書	第 3 号様式	正 1 部、副 1 部
④	技術者調書	第 4 号様式	正 1 部、副 1 部

(1) 提出先

錦町 地域整備課

〒868-0392 熊本県球磨郡錦町大字一武 1587 番地

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期限

令和 8 年 8 月 7 日（金）17 時 15 分まで（郵送の場合は必着）

6. 企画提案書類の提出

(1) 提出書類

①～②の順にホチキス止めし、提出すること。

項 目		様式番号	提出部数
①	企画提案書	第 5 号様式	正 1 部、副 1 部
②	価格提案書	第 6 号様式	正 1 部、副 1 部

(2) 企画提案書の作成について

企画提案書（第 5 号様式）は、以下に従い作成すること。

- ・表紙・目次は枚数に含まない。提案書にはページ番号を付けること。
- ・A4 縦・横書きで作成するものとし、両面印刷とする。
- ・別紙 1「評価基準表」の基準に従い、各項目 2 ページ以内（計 8 ページ以内）で作成すること。
- ・本文の文字フォントは 10.5pt 以上とする。図表等に付記する注釈・注記などは、この限りではない。ただし明瞭に読み取れるフォントサイズを考慮して作成すること。

(3) 価格提案書について

(4) 内訳書（任意様式）を作成して添付すること。

また、令和 9 年度 4 月以降に発生するシステム運用費用についても、内訳書（任意様式）を作成すること。

- (5) 提出先
錦町 地域整備課
〒868-0392 熊本県球磨郡錦町大字一武 1587 番地
- (6) 提出方法
持参又は郵送
- (7) 提出期限
令和 8 年 8 月 19 日（水）17 時 15 分まで（郵送の場合は必着）

7. 質問について

本業務の内容に不明な点がある場合は、電子メールによって行うこと。なお、電話による質問の受付は一切行わない。

- (1) 受付期限：令和 8 年 7 月 30 日（木）17 時 15 分まで
- (2) 受付方法：第 7 号様式に記載し、電子メールにて送付すること。
- (3) 回答方法：HP に掲載
- (4) 質問受付先：錦町 地域整備課
- (5) 電子メール： koumu-n@nishiki.kumamoto.jp

8. 提案の決定

(1) 選考方法

庁内に設置する錦町舗装調査及び舗装維持管理計画改定業務受託者選定事務局（以下「事務局」という。）にて、提出された企画提案書類をもとに、参加要件の確認および指定様式評価を行い、参加要件を満たす事業者に対して、プレゼンテーション・デモンストレーション実施の要請を行う。

なお、企画提案書類及びプレゼンテーションについては、別途庁内に設置する錦町舗装調査及び舗装維持管理計画改定業務受託者選定審査会（以下「審査会」という。）において、実施するものとする。

(2) 選考基準

選考基準は、錦町舗装調査及び舗装維持管理計画改定業務に係る公募型プロポーザル審査実施要領「5. 評価の方法」に定める別紙 1「錦町舗装調査及び舗装維持管理計画改定業務公募型プロポーザル評価基準表」の基準に従い、企画提案書類の内容評価とプレゼンテーションの内容・対応能力評価により総合的に審査を行う。

(3) プレゼンテーション審査の実施

プレゼンテーション審査の概要は以下のとおり。

詳細な日時や実施時間は、参加資格審査結果通知書にて別途通知を行う。

日時：令和 8 年 8 月 27 日（木）予定

場所：錦町役場 3 階 大会議室

時間：準備 5 分、説明 30 分、質疑応答 10 分、片付け 5 分を予定

その他：入場する説明者は 5 名以内

プロジェクター及び電源ケーブル、スクリーンは発注者が準備する。

(4) 審査結果

審査結果については、参加した全ての事業者に文書にて通知を行う。なお、審査結果の通知は令和 8 年 9 月 1 日（火）を予定している。

9. 契約手続き

事務局及び審査会で選定された候補者は、企画提案資料に基づき、本町と詳細な内容について協議を行った上で、予算の範囲内において契約を締結する。なお、候補者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、審査において次順位以下となった提案を行った事業者のうち、評価点が上位であった者を繰り上げる。

契約手続及び契約書は、錦町公共工事関係業務委託契約約款の定めるところによるものとする。また、契約締結後において、受託事業者に不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

10. その他

- (1) 企画提案書類の作成及びプロポーザルへの参加に当たって必要な費用は、参加する事業者の負担とする。
- (2) 本業務について、参加表明書提出後に辞退する場合、辞退届（様式は自由）に辞退理由を明記の上、持参又は郵送にて提出すること。なお、辞退しても指名停止措置など不利益となる措置は一切ないものとする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 本プロポーザルにて収集した情報は、本プロポーザルに係ることのみに使用し、それ以外の目的で使用しないものとする。
- (5) 本手続において提出した書類等への虚偽記載、その他不正な行為をしたときは、参加資格を喪失する。
- (6) 選考結果に対する異議申し立ては認めない。
- (7) 審査の経過や採点表の内容は開示しないものとする。審査結果の開示等を理由とした他者提案の閲覧請求は受け付けられないものとする。

11. 問い合わせ先

錦町 地域整備課

〒868-0392 熊本県球磨郡錦町大字一武 1587 番地

メール： koumu-n@nishiki.kumamoto.jp